

報告第18号

専決処分について報告の件（その4）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。


平成30年6月22日提出

芽室町長 宮西 義憲

専決処分書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 291,600円
- 2 損害賠償の相手方 

平成30年5月16日 専決処分

説明

平成30年3月3日午前7時頃、町道伏古三線を南から北にかけて除雪作業中、飛散した雪が相手方敷地内の看板に当たり破損させたものであります。

位置図



事故発生状況図

